

令和2年度
戦略産業産学官金連携プロジェクト支援補助金
募集案内

○募集期間

令和2年4月13日（月）～5月22日（金）

○応募先及びお問合せ先

公益財団法人 栃木県産業振興センター

産業振興部 ものづくり産業振興グループ

〒321-3226 宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号

TEL 028-670-2601 FAX 028-670-2611

※ 応募を検討される方は、事前にご相談ください。

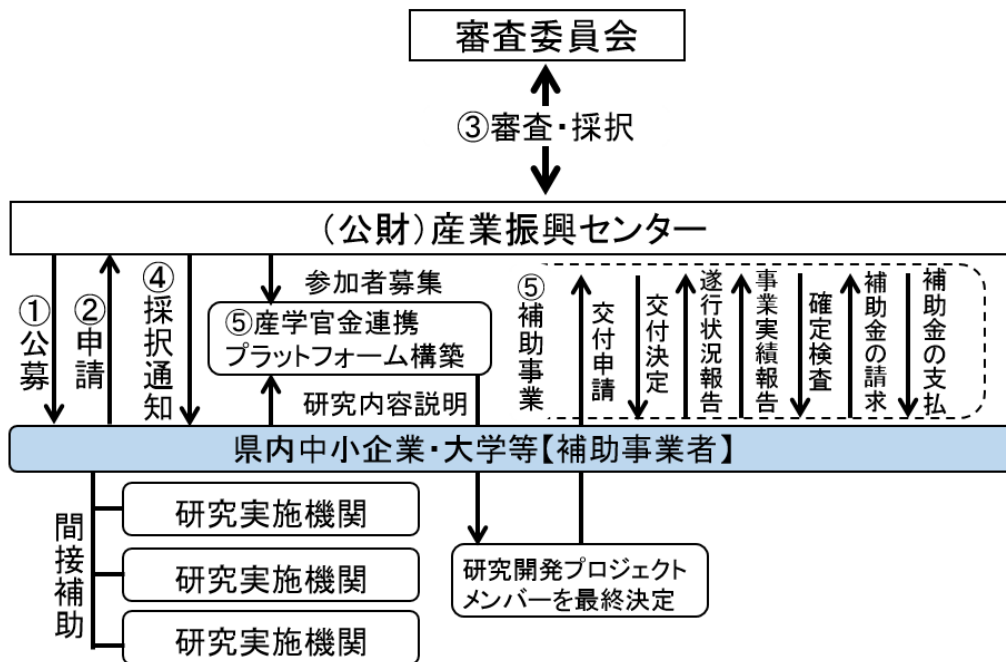
令和2年4月

公益財団法人 栃木県産業振興センター

募集要領

1 目的

本補助事業は、中小企業者が戦略産業分野（次世代自動車、航空機、医療機器・ヘルスケア、ロボット）の抱える課題を、産・学・官・金が連携して先端技術等を活用して解決する取組について、連携の高度化を目指すための連携プラットフォームの構築から、最適な研究開発メンバーによるプロジェクト形成、研究開発実施までを支援することにより、県内中小企業の生産性向上、競争力強化及び産学官金連携事例の創出を図ることを目的とする。



本事業のスキーム図：産学官金連携モデル

2 対象者（申請者）

「とちぎ自動車産業振興協議会」「とちぎ航空宇宙産業振興協議会」「とちぎ医療機器産業振興協議会」「とちぎヘルスケア産業フォーラム」「とちぎロボットフォーラム」の会員、もしくは入会を希望する、県内に事務所または事業所を有する中小企業者とします。

※中小企業者は、中小企業基本法(昭和38年法律154号)第2条に規定するものです。

なお、「みなし大企業」に該当する中小企業者は対象となりません。

○ みなし大企業の定義（下記のいずれかに該当する場合）

- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

3 対象事業

戦略産業分野（次世代自動車、航空機、医療機器・ヘルスケア、ロボット）の関連事業とし、「中小企業の特定制品づくり基盤技術の高度化に関する指針」で定める、情報処理、精密加工、立体造形等の12技術分野の向上につながる研究課題等を、中小企業者が大学・公設試等の研究機関と連携(※)して行う研究開発、試作品開発事業等とする。

※ 連携の詳細

- ① 研究開発等実施機関【1者必須】：研究開発、試作品開発等を主体的に実施する者
⇒県内の中小企業者
- ② 共同実施機関【1者必須】：①の機関と連携して、研究開発、試作品開発等を実施する者
⇒公設試験研究機関（以下「公設試」）、大学等
- ③ その他の共同実施機関【任意】：①の機関と連携して、研究開発、試作品開発等を実施する者
⇒中小企業者、公設試、金融機関、大学等
- ④ 協力機関【任意】：①、②、③と連携して、研究開発、試作品開発等を支援する者
⇒組合、中小企業者、公設試、金融機関、大学等

※産学官金連携プラットフォーム構築によりメンバーを選定・追加する事が出来ませんが、①の研究開発等実施機関は変更できません。

4 補助限度額、補助率、採択予定件数、補助期間

補助限度額 (1ヶ年度につき)	補助率	採択予定件数	期間
300万円	10/10	2件程度	2ヶ年度

5 補助対象経費

- ・研究開発、試作品開発、販路開拓等に必要な資金です。
- ・具体的には、機械装置借用費、消耗品・原材料費、外注加工費、技術指導受入費、直接人件費、知的財産権取得費、マーケティング調査費、その他の経費です。
- ・**交付決定日（令和2年7月予定）以前**に発注や契約をされた経費は補助の対象になりません。
- ・機械装置等で汎用性があり、目的外使用の疑いが強いものについては、補助の対象になりません。
(例：パソコン、プリンター 等)
- ・本補助事業に係る**消費税及び地方消費税、振込手数料**は、対象になりません。
- ・補助金は、研究終了後に実施する検査等を経てお支払いする**精算払い（後払い）**です。

■対象となる経費の内容

区 分	内 容
機械装置費	<ul style="list-style-type: none"> ・機械の購入及び借用に要する経費 ・機械装置等の製作に必要な部品、工具・器具・試作用機材・備品の購入及び借用に要する経費（ポンプ、測定器等） <p>※機械装置費（購入）は、補助金総額の50%を上限とする。</p>
消耗品・原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発に直接使用する消耗品費、主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費 <p>※消耗品費等は、原則使用可能機関が1年未満のもので、かつ10万円未満のもの。</p>
外注加工費	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発等に必要な原材料の再加工及び設計等を外注する経費 <p>※外注加工費は、補助金総額の50%を上限とする。</p>
技術指導受入費	<ul style="list-style-type: none"> ・技術指導を受けた者への納付金等の経費
直接人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発(プログラム開発に限る。)に直接従事する者の直接作業時間に対して支払われる経費 <p>※直接人件費＝直接作業時間×時間給額</p> <p>直接作業時間は1,800時間を限度とし、直接作業時間が1,800時間を超える者は1,800時間とする。時間給額は2,500円を限度とし、時間給額が2,500円を超える者は2,500円とする。</p> <p>「直接人件費」の時間給額は、下記の式により算出するものとする。ただし、給与形態が年俸制の場合は、年俸金額を年間所定労働時間で除した値とする。</p> <p>【時間給額＝(年間基本給＋年間諸手当)÷年間所定労働時間】</p> <p>ここで、諸手当とは、家族手当、住宅手当、法定福利費(事業者負担分とする。ただし、第二厚生年金等通常の基金より上乗せする経費は除く。)、管理職手当(技能職に対する手当を含む。)及び賞与とし、時間外手当は除く。</p>
知的財産権取得費	<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究開発に関する特許等の取得に要する弁理士の手続き代行経費や翻訳料などの経費 <p>※今回の研究開発等の成果に係る発明等でないものは対象外。</p> <p>※知的財産権の取得に要する経費のうち、下の経費については対象外。</p> <ul style="list-style-type: none"> －日本の行政庁に納付される出願手数料等(出願料、審査請求料、特許料等) －拒絶査定に対する審判請求又は訴訟を行う場合に要する経費 <p>※他の制度により知的財産権の取得について支援を受けている場合は、本経費に計上できない。</p> <p>※国際規格認証等の取得に関する経費は、対象とする。</p>
マーケティング調査費	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング調査、展示会出展等に要する経費
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・試験、検査、実験及びデータの分析、解析、測定等に要する経費 <p>※試作品評価、機械の使用料・テスト費用</p>

6 補助金交付対象事業の決定

- ・補助金交付対象者の決定は、下記の6項目について審査委員会で厳正かつ公正な審議を経て理事長が決定します。
 - (1) ニーズ・課題が明確であり、適切な解決策となっているか。
 - (2) 事業実施のための連携体制が備わっているか。さらに、連携体を強化する可能性があるか。
 - (3) 研究開発の内容
 - ① 開発目標は実現性があり、ニーズに対して適切か
 - ② 手法、手段、実施体制は、開発目標達成に向けて適切であるか
 - (4) 研究開発スケジュールに無理がなく、妥当であるか。
 - (5) 研究開発に要する経費の額は妥当か。
 - (6) 事業化の可能性
 - ① 想定する市場等が明確であり、目標とする研究開発成果は新規性・優位性等が認められるか。
 - ② 目標とする研究開発成果について、事業化が見込めるか。
- ・申請者の方には審査委員会（令和2年6月予定）に出席していただき、事業の概要等についてプレゼンテーションを行っていただきます。（新型コロナウイルス感染症対策のため、変更の可能性があります）
- ・結果の「採」・「否」につきましては、申請者全員に書面で通知します。
- ・結果の理由に関するお問い合わせは、一切応じかねますのでご了承ください。

7 補助金交付対象者の義務

- ・補助対象事業は原則として令和3年2月末日までに終了し、実績報告書を提出してください。
- ・年度の途中において状況報告をしてください。
- ・研究開発の内容の変更、中止など申請のテーマどおりの遂行ができない場合は、理事長あて速やかに報告してください。
- ・補助金交付にかかる収入支出を明らかにした帳簿を備え、領収書等の証拠書類を添えて、事業終了年度の翌年度から5年間保存してください。
- ・本事業について、テーマの変更等で理事長が不相当と認めたときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消します。
- ・採択された案件につきましては、企業名・テーマ等を公表し、当該連携体を核とする産学官金の連携プラットフォーム（県内の他企業・金融機関等支援機関に情報提供して募集）を構築します。
- ・採択者は、産学官金連携プラットフォーム構築会(令和2年7月予定)において研究開発の内容を説明し、（新型コロナウイルス感染症対策のため、変更の可能性があります）、参加者と意見交換を行い、研究開発のプロジェクトメンバー選定の上、交付申請を行ってください。
- ・研究開発の成果については、県事業等で発表していただきます。
- ・開発終了後2年間は、その後の事業化状況等について報告をしてください。
- ・補助金の支払いは、申請者に対して行います。複数機関での経費支出がある場合でも、申請者に一括して支払います。

応募手続

1 応募方法

所定の書類に必要事項を記入の上、補助資料等(会社案内を含む)を添付して、提出してください。

【提出書類】

①事業計画申請書（様式1号）

②事業概要書（様式第2号）

③開発費用予算書（様式第3号）

④応募者を確認できる書類

（ア）法人、LLP・・・定款又は契約書の写し、及び登記簿謄本

（創業予定の場合 個人→応募者の住民票又は運転免許証の写し

法人→応募者の定款の写し及び登記簿謄本

また、創業後は、速やかに定款又は契約書の写し及び登記簿謄本を提出してください。）

（イ）個人・・・税務署への開業届の写し

（創業予定の場合は、住民票又は運転免許証の写しを提出してください。また、創業後は、速やかに開業届の写しを提出ください。）

⑤直近の決算書の写し（創業予定の場合は、今期の予算書及び決算見込を提出してください。）

⑥補助資料等（会社案内や研究開発内容が分かる資料等）がありましたら添付してください

⑦経費内訳の根拠となる資料（見積書、価格表等）などを添付してください。

提出書類の様式は、振興センターHPからダウンロードできます。

<http://www.tochigi-iin.or.jp/index/3/10.html>

※提出された書類等は一切返却いたしませんので、予めご了承ください。

2 応募の締切り

令和2年5月22日(金) 17時【必着】

3 応募先及びお問合せ先

〒321-3226

宇都宮市ゆいの杜1丁目5番40号

公益財団法人栃木県産業振興センター 産業振興部 ものづくり産業振興グループ

TEL 028-670-2601 FAX 028-670-2611

E-mail: monozukuri@tochigi-iin.or.jp

※ 応募を検討される方は、事前にご相談ください。